平成２７年（フ）第５２８号
長崎市上小島３丁目６―53、住民票上の住所
佐賀市大和町大字尼寺2716番地10
債務者　岡村　暢彦
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森中　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５６９号
福岡市早良区原４丁目10番34号、住民票上の住所福岡市博多区博多駅前２丁目11番22―302号
債務者　村田　豊広
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福島　康夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５６０号
福岡市南区花畑３丁目40番24―706号
債務者　宮園　忠雄
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　恒川　元志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２０８号
仙台市若林区大和町５丁目10番18―1011号
債務者　小松　　薫
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三橋要一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月２日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１５６７号
大阪市東住吉区今川４丁目25番22号
債務者　西谷　真人（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　禿　　祥子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５９３号
大阪市東成区大今里南６丁目25番13号、前住所大阪府東大阪市御厨中２丁目２番13号　Ｆｒｉｅｎｄｓ―24―Ａ202号
債務者　星野　弥生
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春木　由香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９２号
福岡県春日市上白水５丁目11番地　糸山ビル302号、前住所福岡県春日市宝町４丁目41番地３　シック宝町307号
債務者　島居　孝浩
1　決定年月日時　平成27年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　光永　享央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４９３号
福岡県春日市上白水５丁目11番地　糸山ビル302号、前住所福岡県春日市宝町４丁目41番地３　シック宝町307号
債務者　島居　　礼
1　決定年月日時　平成27年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　光永　享央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７号
広島市安佐南区緑井１丁目15番24号
債務者　國本　　彰
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑原　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５５６号
福岡県宗像市自由ケ丘９丁目３番地４
債務者　波戸　克也
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１２号
大分県別府市浜脇１丁目８番５号　市営浜脇高層住宅803号
債務者　大本　　照
1　決定年月日時　平成27年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野　裕佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月７日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３８４号
福岡市東区唐原１丁目17番15―201号
債務者　早崎香緒留
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９３９号
大阪市此花区西島４丁目１番１―312号
債務者　菊地　徳晃
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０２２号
大阪府大東市北条３丁目17番37号
債務者　長崎ちゃんぽんシェフこと　中村　三男
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０３１号
大阪市北区池田町13番１号　クラウンハイツ501号室
債務者　西森　　学
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０３６号
大阪市西成区天下茶屋北２丁目１番21号　ニュー六華103号
債務者　阿部　善宏
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０４８号
大阪市東住吉区駒川２丁目４番１号　ピア駒川302号
債務者　ロキシーマネジメントこと　田井　透
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部